

神戸市空き家・空き地地域利用応援制度 空き地整備事業補助金交付等要綱

平成30(2018)年10月1日 住宅都市局長決定
平成31(2019)年3月26日 住宅都市局長改正
令和元(2019)年9月18日 都市局長改正
令和2(2020)年5月28日 都市局長改正
令和3(2021)年3月30日 都市局長改正

(目的)

第1条 この要綱は、神戸市内の空き地を地域利用に活用することにより、空き地の減少及び適正管理並びに地域の活性化等に資するため、地域利用への転用に関する経費について、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、神戸市補助金の交付に関する規則(平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。)に定めがあるもののほか、当該補助金の交付及び手続き等に関して必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 空き地 市街化区域内の建築物がなく更地の土地(山林、田畑等を除く)で、当面建築計画のない土地をいう。
- (2) 地域活動 地域の課題を解決又は改善する取り組みや、地域特性及び地域資源を活かした魅力あるまちづくりを進めることを目的とし、営利を目的としない公益的な活動を行うことをいう。
- (3) 地域団体等 神戸市内の地域で、地域活動を実施する自治会・婦人会・ふれあいのまちづくり協議会・PTA・NPO法人等の団体及び市民等で構成される団体で、(一般財団法人)神戸すまいまちづくり公社が実施する空き家・空き地地域利用バンク(以下「地域利用バンク」という。)に登録している団体をいう。
- (4) 事業実施土地 空き地であって、地域活動の用に供する土地(国又は地方公共団体が所有するものでないこと)をいう。
- (5) 地域利用土地 事業実施土地であって、地域利用バンクに登録された土地をいう。
- (6) 神戸市空き地地域利用事業 事業実施土地において地域団体等が実施する地域活動を行う事業をいう。

(事業期間)

第3条 事業期間は、土地の使用貸借契約または管理に関する協定を開始する日もしくは購入日から起算して、3年を経過した日の属する年度末までとする。

2 事業期間は、地域団体等又は土地所有者の合意により、延長することはさまたげない。

(対象者)

第4条 補助事業の対象となる者は、地域活動を継続的に行い、責任を持って事業実施土地の維持管理及び運営を行う能力を有していると市長が認める地域団体等であること。

(事業の要件)

第5条 補助事業の要件は、次の各号のすべてを満たすものとする。

- (1) 事業実施土地であって、地域活動の用に継続的に供するとともに適正に維持管理すること。
- (2) 当該事業実施土地における神戸市空き地地域利用事業は、過去にこの要綱に基づく補助金の交付の対象となっていないこと。

(3) 補助事業の契約は、第 10 条第 1 項による交付決定を受けた日以降でなければならない。

(対象経費)

第 6 条 補助金の対象となる経費は、補助事業者が当該年度内に実施する土地の整備に要する経費のうち、次の各号の合計とし、1,000 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。また、補助事業者が法人の場合は、消費税及び地方消費税に相当する額は含まないこととする。

- (1) 整地費（利用開始にあたっての草刈費用、残置物の撤去費用等を含む）
- (2) 整備費（補助事業の目的にそったベンチ、プランター、水栓、遊具、花壇、植栽等の空間整備に要する費用及び利用開始にあたって必要な備品等に要する費用）
- (3) その他市長が必要と認める費用

(対象外経費)

第 7 条 次の第 1 号から第 5 号に掲げる経費については、補助金の交付対象とならないものとする。

- (1) 他の地域団体等または当該土地近隣等に対する慶弔費、協賛金等
- (2) 人件費
- (3) 飲食に係る経費
- (4) 国、県、市及びその他の団体等から補助金等が交付される場合において、当該補助金等により充当される経費
- (5) その他市長が不適と認めたもの

(補助金の額)

第 8 条 補助金の額は、予算の範囲内で次に掲げる額のいずれか低い額とする。

- (1) 対象経費
- (2) 整備する空き地の面積に 1 平方メートル当たり 9 千円を乗じて得た額に 30 万円を加えた額
- (3) 100 万円

(交付申請)

第 9 条 申請者は、補助金規則第 5 条第 1 項に基づき補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書(様式第 1 号)
- (2) 事業計画書(収支計画を含む)(様式第 1 号の 2)
- (3) 現状写真
- (4) 事業の内容が分かる図面等
- (5) 当該土地にかかる使用貸借契約書、協定書または売買契約書等の写し
- (6) 登記簿謄本の写し(発行日から 3 カ月以内のもの)
- (7) 対象経費一覧
- (8) 工事契約の見積書の写し等(該当しない場合は不要)
- (9) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第 10 条 市長は、補助金規則第 6 条による補助金の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により速やかに申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金交付決定通知書(様式第 2 号)
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金規則第 6 条第 3 項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金不交付決定通知書(様式第 3 号)

(2) その他市長が必要と認める書類

(補助事業の変更等)

第 11 条 補助事業者は、補助金規則第 7 条第 1 項第 1 号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第 4 号）を、同第 2 号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第 5 号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第 6 号）又は補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第 7 号）により、補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第 12 条 補助事業者は、補助金規則第 15 条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を、事業が完了した日後、速やかに又は当該事業の交付決定通知日の属する市の会計年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業実績報告書(様式第 8 号)
- (2) 対象経費一覧
- (3) 工事契約書の写し(該当しない場合は不要)
- (4) 工事の請求書または領収書の写し(該当しない場合は不要)
- (5) 備品等の領収書等の写し
- (6) 完成前後写真
- (7) その他参考となる資料

(交付額の確定)

第 13 条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合、報告書等の書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するか否かを調査し、適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、次に掲げる書類により、速やかに補助事業者へ通知するものとする。

- (1) 補助金額確定通知書（様式第 9 号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金の交付額が補助金等の交付決定（補助事業の内容等を変更（軽微な変更を除く。以下同じ。）した場合にあっては、交付決定変更）における額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略することができる。

(補助金の請求)

第 14 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（様式第 10 号）をこの事業完了後、速やかに市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要と認める場合は、補助事業者からの補助金概算交付請求により概算交付することができる。

2 前項の補助金または補助金の一部（10 万円以上に限る）の請求について、整備工事等を請け負った業者に委任することができる。委任をする場合は、受領委任状（様式第 11 号）を市長に提出すること。

3 前 2 項の請求があったときは、市長は速やかに補助金を補助事業者へ支払うものとする。

4 次の各号のすべてを満たす場合、第 1 項に規定する補助金請求書の提出を省略することができる。この場合、市長は、補助金の交付額の確定後、速やかに補助金を補助事業者へ支払うものとする。

- (1) 第 9 条第 1 項に規定する補助金交付申請書に補助金振込口座の指定があること。
- (2) 第 10 条における交付決定及び第 11 条における交付決定変更にあたって、この要綱に規定する事項以外の交付条件が付加されていないこと。
- (3) 第 14 条第 1 項に規定する補助金概算交付請求による概算交付でないこと及び第 2 項に規定する

受領委任を行っていないこと。

- (4) 補助金の交付額が補助金等の交付決定（補助事業の内容等を変更した場合にあっては、交付決定変更）における額と同額であること。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第 15 条 市長は、補助金規則第 19 条による補助金の交付決定（補助事業の内容等を変更した場合にあっては、交付決定変更）の全部又は一部を取り消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第 12 号）により当該補助事業者等に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

（標 識）

第 16 条 補助事業者は、当該土地の概要その他必要な事項を記した標識を作成し、当該土地の見やすい場所に掲げなければならない。

（状況報告・広報への協力）

第 17 条 補助事業者は、当該改修工事完了後、工事を実施した空き家の管理状況及び活用状況等について、市長が報告を求めた場合、必要な協力を行うこととする。

- 2 補助事業者は、ホームページへの掲載等、市の広報において事例として紹介することについて了承し、必要な協力を行うこととする。
- 3 前項に基づく了承について、補助事業者が当該空き地の所有者と異なる場合は、事前に所有者の承諾を得ておくこととする。

（その他）

第 18 条 市長は、補助金交付に係る業務の一部を外郭団体等に委託することができる。

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。
- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 1 この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。
- 1 この要綱は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。
- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表2 様式集

種 類	関係条文	様 式
補助金交付申請書	要綱第9条	様式第1号
事業計画書	要綱第9条	様式第1号の2
【対象経費一覧】		参考様式
補助金交付決定通知書	要綱第10条 第1項	様式第2号
補助金不交付決定通知書	要綱第10条 第2項	様式第3号
補助金交付決定内容変更承認申請書	要綱第11条 第1項	様式第4号
補助事業中止(廃止)承認申請書	要綱第11条 第1項	様式第5号
補助金交付決定変更通知書	要綱第11条 第2項	様式第6号
補助事業中止(廃止)承認通知書	要綱第11条 第2項	様式第7号
補助事業実績報告書	要綱第12条	様式第8号
【対象経費一覧】		参考様式
補助金額確定通知書	要綱第13条 第1項	様式第9号
補助金請求書	要綱第14条 第1項	様式第10号
受領委任状	要綱第14条 第2項	様式第11号
補助金交付決定取消通知書	要綱第15条 第1項	様式第12号

補助金交付申請書

(和暦) 年 月 日

神戸市長 宛

所在地
申請団体 名称
代表者名
電話番号

神戸市空き家・空き地地域利用応援制度 空き地整備事業補助金交付等要綱第9条の規定により、
下記のとおり関係書類を添えて交付申請します。

記

補助事業の名称			
補助事業の期間 (整備工事等の期間)	着手予定	(和暦)	年 月 日
	完了予定	(和暦)	年 月 日
土地所有者	(氏名) (住所)		
土地の位置	神戸市 区		
土地の面積	㎡ (地域利用をする土地の面積 ㎡)		
補助金等の額	補助金の額	円 (千円未満は切捨)	
	補助の対象となる経費	円	
補助金振込口座等 (いずれかに☑)	受領委任(工事事業者に市から直接支払い)を行わない場合 <input type="checkbox"/> 事業完了後(実績報告後)、補助金は以下の口座に振り込んでください。 振込先口座 金融機関名 _____ 銀行・信用金庫・信用組合・農協 _____ 支店・支所 預金種目 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> その他 () 口座番号 _____ 口座名義 _____ 口座名義(カナ) _____ ※申請者名と一致している口座名義とする。 受領委任(工事事業者に市から直接支払い)を行う場合 計画変更の可能性がある場合 <input type="checkbox"/> 事業完了後(実績報告後)、補助金請求書を提出します。		

<p>誓約及び承諾事項 (確認のうえ☑)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 要綱の規定を遵守し、申請した内容に虚偽がないこと 2 補助金交付決定通知後に賃貸借または売買もしくは譲渡の契約を締結し申請した内容を遵守すること 3 補助事業完了後、事業を実施した空き家・空き地の状況等について、神戸市が求めた場合、必要な協力を行うこと 4 ホームページへの掲載等、市の広報において事例として紹介(当該物件での活動を含む)することについて承諾すること 5 本申請事項を確認するため、納税、暴力団との関係の有無等を含む調査を市長が実施することについて承諾すること <p><input type="checkbox"/> 上記項目について、誓約及び承諾いたします。</p>
<p>添 付 書 類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書（収支計画を含む） ・現状写真 ・事業の内容が分かる図面等 ・地域利用土地にかかる使用貸借契約書、協定書または売買契約書等の写し ・登記簿謄本の写し（発行日から3カ月以内のもの） ・対象経費一覧（内訳） ・工事契約の見積書の写し等（該当しない場合は不要） ・（補助金の振込口座を記載した場合）口座番号等がわかる書類（通帳の写し等） ・その他市長が必要と認める書類

※法人・団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名で記入してください。

事業計画書

（和暦） 年 月 日

神戸市長宛

所在地
利活用団体 名称
代表者名
電話番号

空き家・空き地における地域利用の事業計画について、下記のとおり提出いたします。

記

1. 事業の概要

別紙事業計画書のとおり

2. 問い合わせ先（事業担当者）

（1）氏名

（2）連絡先 住所 〒 -
区 町 丁目 番 号

電話番号（事務所・携帯）

FAX

メールアドレス

事業計画書

1. 事業名	
2. 事業内容	
(実施期間) (和暦)	年 月 日 ~ (和暦) 年 月 日
(実施場所)	区 町
(地域活動に供する床面積・地積)	m ²
(対象者) 想定する利用者 () 利用者(見込)数	人 (年間延べ人数)
(連携または協力団体の有無)	有 (団体名:) 無
(取組内容)	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>空き家の場合、施設の性格として該当するものの数字に○をしてください。</p> <p>1 滞在体験施設 2 交流施設 3 体験学習施設 4 創作活動施設 5 文化施設 6 社会福祉施設 7 その他 ()</p> </div> <p>(以下できるだけ事業内容を具体的に記載してください。)</p>
3. 事業の目的・効果	<p>(・事業の目的、必要性 (事業を実施する理由や背景など) ・事業の公益性 (営利目的ではなく、地域住民の利益増進に寄与するものか) ・事業効果 (地域コミュニティの維持・活性化につながるか) の観点から記載してください。)</p>
4. 地域の理解・協力	<p>地域住民への説明状況について、あてはまるものにチェックをしてください。</p> <p><input type="checkbox"/> 既に説明済みで理解を得ている。 (説明時期: 年 月) (説明方法:)</p> <p><input type="checkbox"/> 今後説明予定である。(説明時期: 年 月) (説明方法:)</p>

5. 収支計画

当該事業を行うにあたっての事業収支の見込みを記載してください。

収入（予定）		支出（予定）	

※ 収入については、会費(町内会費等)、寄付金、協賛金、事業収入(参加者からの負担金等を徴収)等の区分で記載してください。

※ 団体について、事業報告書、また、その他の活動や場所等があれば、活動内容等を参考資料として添付してください。

参考様式

対象経費一覧（内訳）

項 目	金 額 (円)
合計	

補助金交付決定通知書

(公 印 省 略)
第 号
(和暦) 年 月 日

様

神 戸 市 長

(和暦) 年 月 日付けで申請のあった下記事業については、次のとおり交付することに決定したので通知します。

記

補助事業の名称	
補助金の交付対象事業及びその内容等	上記補助事業交付申請書に記載のとおり
補助金等の額	補 助 金 の 額 円 (千円未満は切捨) 補助の対象となる経費 円
交付の条件	<ul style="list-style-type: none">・補助事業者等は、補助金規則及び補助金等交付要綱に従うこと。・上記のほか、補助事業等の実施に際してその内容等に変更等が生じた場合は、すみやかに市長に報告するとともに必要な手続きを行うこと。・この事業が完了した場合、速やかに又は当該事業の交付決定通知日の属する市の会計年度の3月31日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書を市長に提出すること(要綱第12条)。・事業の実施にあたっては、要綱第16条に定める標識を掲げること(要綱第16条)。・当該改修工事完了後、工事を実施した空き家の管理状況及び活用状況等について、市長が報告を求めた場合、必要な協力を行うこと(要綱第17条)。・ホームページへの掲載等、市の広報において事例として紹介することについて了承し、必要な協力を行うこと。なお、当該空き地の所有者と異なる場合は、事前に所有者の承諾を得ておくこと(要綱第17条)。

様式第3号(要綱第10条 第2項関係)

補助金不交付決定通知書

(公 印 省 略)
第 号
(和暦) 年 月 日

様

神 戸 市 長

(和暦) 年 月 日付けで申請のあった下記事業については、下記理由により不交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 不交付とした理由

様式第4号(要綱第11条 第1項関係)

補助金交付決定内容変更承認申請書

(和暦) 年 月 日

神戸市長 宛

所在地
申請団体 名称
代表者名

(和暦) 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった下記事業について、
次のとおり交付決定の内容を変更したいので、承認願いたく申請します。

記

補助事業の名称		
変更の理由		
補助金の額 (千円未満は切捨)	変更前	円
	変更後	円
	差引増 △ 減額	円
補助の対象となる経費	変更前	円
	変更後	円
交付変更申請額の 算出方法等		

様式第5号(要綱第11条 第1項関係)

補助事業中止（廃止）承認申請書

(和暦) 年 月 日

神戸市長 宛

所在地
申請団体 名称
代表者名

(和暦) 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった下記事業について、
次のとおり中止（廃止）したいので、承認願いたく申請します。

記

補助事業の名称	
中止（廃止）の理由	
中止（廃止）の期日	(和暦) 年 月 日

様式第6号(要綱第11条 第2項関係)

補助金交付決定変更通知書

(公 印 省 略)
第 号
(和暦) 年 月 日

様

神戸市長

(和暦) 年 月 日付けで変更申請のあった下記事業について、次のとおり承認することに決定したので通知します。

記

補助事業の名称		
補助金の交付対象事業 及びその内容等	上記補助金交付決定内容変更承認申請書に記載のとおり	
補助金の額 (千円未満は切捨)	当初交付決定額	円
	変更交付決定額	円
	差引交付決定額	円
補助の対象となる経費	変更前	円
	変更後	円
交付の条件	・補助金の交付条件等については、(和暦) 年 月 日付け 第 号 補助金交付決定通知記載のとおりとする。	

様式第7号(要綱第11条関係 第2項関係)

補助事業中止(廃止)承認通知書

(公印省略)
第 号
(和暦) 年 月 日

様

神戸市長

(和暦) 年 月 日付けで中止(廃止)申請のあった下記事業について、次のとおり承認することに決定したので通知します。

記

補助事業の名称	
交付決定日・番号	(和暦) 年 月 日付け 第 号
中止(廃止)の期日	(和暦) 年 月 日

補助事業実績報告書

(和暦) 年 月 日

神戸市長 宛

所在地
団体名称
代表者名

(和暦) 年 月 日付け 第 号で交付決定(変更承認)通知を受けた下記事業について、事業が完了しましたので、関係書類を添えて報告します。

記

補助事業の名称		
補助事業の期間	着手年月日	(和暦) 年 月 日
	完了年月日	(和暦) 年 月 日
補助金の額	※ (円) 円	
補助の対象となる経費	※ (円) 円	
添付書類	<ul style="list-style-type: none">・対象経費一覧・工事契約書の写し(該当しない場合は不要)・工事の請求書及び領収書の写し(該当しない場合は不要)・備品等の領収書等の写し・完成前後写真・その他参考となる資料	

*補助金交付決定変更承認を受けた場合は、変更前について記載してください。

参考様式

対象経費一覧（内訳）

項 目	金 額 (円)
合計	

※ 対象経費について、すべて領収書等の写しを添付してください。

様式第9号(要綱第13条 第1項関係)

補助金額確定通知書

(公 印 省 略)
第 号
(和暦) 年 月 日

様

神戸市長

(和暦) 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった下記事業について、補助金の
交付額を決定したので通知します。

記

補助事業の名称	
補助金の額 (千円未満は切捨)	円
補助の対象となる経費	円
特記事項	

受領委任状

(和暦) 年 月 日

神戸市長 宛

(委任者) 住 所
氏 名

印

私は、下記 1 受任者を代理人と定め、下記 2 の補助金等に係る下記 3 の金額の受領を委任します。

記

1. 受任者

住 所		印
団 体 名		
代 表 者 名		

2. 補助事業の名称

3. 受領委任する金額

金 _____ 円

4. 振込先口座

金 融 機 関 名	銀行・信用金庫 信用組合・農協	支店 支所
預 金 種 目	1. 普通 2. 当座 3. その他 ()	
口 座 番 号		
口 座 名 義		
口 座 名 義 (カナ) 30字以内		

※受任者名と一致している口座名義とする。

※ 金額10万円以上の場合のみ受領委任が出来るものとする。

※ 実績報告書に添付している「受領委任先の請求書」に振込口座の記載もしくは振込口座の口座番号等がわかる書類（通帳の写し等）を添付すること

様式第 12 号(要綱第 15 条 第 1 項関係)

補助金交付決定取消通知書

(公 印 省 略)
第 号
(和暦) 年 月 日

様

神 戸 市 長

(和暦) 年 月 日付け 第 号で交付決定した下記事業については、次のとおり
交付決定を取り消したので通知します。

記

補助事業の名称	
補助金の額	円
取消の理由	